

注意事項

* 玄米及びもみの数量を記載願います。精米は対象外(記載不要)です。

* 加工用米、新規需要米(米粉用米、飼料用米等)を除きます。

1) 業態区分、系統区分及び種類については、別表の区分に従い、該当する数字等を記載する。

2) 年月については、プルダウンから選択し区分する。

3) 仕入数量、販売数量及び在庫数量については、次により記載する。

A 数量の単位は、玄米換算トンとし、小数点第1位を四捨五入する。

B 未検査等により年産等の特定が不可能な米穀がある場合は、「年産」欄に未検査米等と記載し、一括して数量を記載する。

C 「月初在庫」及び「月末在庫」欄は、次により記載する。

a 出荷業者が構成員となっている都道府県団体又は全国団体への売渡委託を行った米穀(集約保管も含める。)は、当該都道府県団体又は全国団体が「在庫」欄に記載する。

b 所有権移転が行われた場合でも、荷渡指図書(出庫時に発出する荷渡指図書及び納品書等をいう。以下同じ。)が発行されていない米穀は、「在庫」として整理する。

c カントリーエレベーター等において、もみで保管している米穀を含める。

d 集約保管数量を含める。

D 「仕入数量」欄は、次により記載する。

a 「生産量」欄は、自己の経営において生産した数量を記載する。(※業態区分が「8 農業者・農業生産法人」の者のみ記載)

b 「生産者等からの仕入数量」欄は、生産者等(農業生産法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項の農地所有適格法人をいう。)を含む。)からの購入数量及び売渡委託数量を記載する。

c 「その他」欄は、荷渡指図書が発行された出荷業者からの仕入数量(出荷業者が構成員となっている都道府県団体又は全国団体が構成員から売渡委託を受けた米穀の仕入数量を含む。)及び業者間売買数量等を記載する。

E 「販売数量」欄は、次により記載する。

a 「販売」欄は、荷渡指図書が発行された実需者に対する販売数量及び業者間売買数量を記載する。

b 「自家消費(無償譲渡を含む)」欄は、自家消費量(自ら収穫又は購入した主食用の米穀を食用又は播種用等のため消費した量をいう。)及び無償譲渡(贈答等、無償で譲り渡した主食用の米穀をいう。)を記載する。(※業態区分が「8 農業者・農業生産法人」の者のみ記載)

c 「その他」欄は、出荷業者が構成員となっている都道府県団体又は全国団体への売渡委託を行った米穀の販売数量及びとう精抽出し数量等を記載する。